

教育委員会会議 定例会

平成 29 年 3 月 24 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 48 号 教育委員会所属長等の人事について
- 第 49 号 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則
- 第 50 号 山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示
- 第 51 号 山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令
- 第 52 号 山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令
- 第 53 号 庁中処務細則の一部を改正する訓令
- 第 54 号 山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令
- 第 55 号 山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令
- 第 56 号 山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令
- 第 57 号 知事の権限に属する事務の委任に係る協議について
- 第 58 号 職員の処分について
- 第 59 号 職員の処分について

2 報 告 事 項

- (14) 県立学校事務長等の人事について
- (15) へき地学校等の指定の見直しについて

3 その 他 報 告

な し

議案第 48 号

教育委員会所属長等の人事について [別途資料配付]

議案第 49 号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

提案理由

組織機構の再編等に伴い、関係規則について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁総務課

題名	山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則
趣旨	組織機構の再編等に伴い、関係規則について所要の改正を行う。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の改正（第1条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 美術館、文学館、総合教育センターに次長を設置する。 ○ 山梨県総合教育センター管理規則の改正（第2条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 副所長、次長の設置及び職務に関する規定を整備する。 ・ 専決事項及び代決に関する規定を整備する。 ○ 山梨県立美術館処務規程の改正（第3条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 次長の設置及び職務に関する規定を整備する。 ・ 専決事項及び代決に関する規定を整備する。 ○ 山梨県教育庁組織規則の改正（第4条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい学校づくり推進室を廃止し、高校改革・特別支援教育課を設置する。 ・ 業務分掌を整理する。 ○ 山梨県立文学館処務規程の改正（第5条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 次長の設置及び職務に関する規定を整備する。 ・ 専決事項及び代決に関する規定を整備する。 ○ 山梨県教育委員会事務決裁規則の改正（第6条関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合教育センター所長及び副所長に関する規定を整備する。 ○ 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の改正（附則第2項関係） ○ 山梨県教育支援委員会規則（附則第3項関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校改革・特別支援教育課の設置に伴い、関係規定を整備する。
施行期日	平成29年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

		による所長の共通専決事項に相当する事項（他に定めのある場合を除く。）
		第六条第二号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前号」に改め、
		同号を同条第二号とする。
		第七条の見出し及び同条第一項中「副所長」を「次長」に改め、同項第一号及び第
		二号を次のように改める。
	一	山梨県事務決裁規則第五条第一項の規定による出先次長の共通専決事項に相当
		する事項（他に定めのある場合を除く。）
	二	その他前号に準ずる事項に関すること。
		第七条第一項第三号から第五号までを削り、同条第二項中「副所長」を「次長」に
		、「所長」を「副所長」に改める。
		第八条中「所長」を「副所長」に、「副所長」を「次長」に改める。
		（山梨県立美術館処務規程の一部改正）
第三条		山梨県立美術館処務規程（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第五号）の一部

		を次のように改正する。
		第五条第一項中「副館長」の下に「次長」を加え、同条中第四項を第五項とし、
		第三項の次に次の一項を加える。
	4	次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を補佐する。
		第八条第一号を次のように改める。
	一	山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）第五条第一項の規定
		による所長の共通専決事項に相当する事項（他に定めのある場合を除く。）
		第八条第二号から第八号までを削り、第九号を第二号とし、第十号を第三号とし、
		第十一号を削り、第十二号を第四号とする。
		第十五条を第十七条とし、第十一条から第十四条までを二条ずつ繰り下げる。
		第十条中「主務課長」を「次長」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一
		条を加える。
		（次長の代決）

第十二条	次長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事務を代決する。
	第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。
	(次長の専決)
第九条	次長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。
一	山梨県事務決裁規則第五条第一項の規定による出先次長の共通専決事項に相当する事項(他に定めのある場合を除く。)
二	その他前号に準ずる事項に関する事。
	(山梨県教育庁組織規則の一部改正)
第四条	山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
	目次中「第十三条の三」を「第十三条」に改める。
	「高校教育課

第四条中	「高校教育課」を「高校改革・特別支援教育課」に改める。
第四条の二の表	中高校教育課の項を削る。
第九条第三号中	「及び県立特別支援学校(以下「県立高等学校等」という。)」を削り、同条第四号中「県立高等学校等」を「県立高等学校」に改め、同条第十一号中「県立高等学校等」を「県立高等学校及び県立特別支援学校(以下「県立高等学校等」という。)」に改め、同条に次の一号を加える。
十九	県立高等学校等の学校評議員制度に関する事。
第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十二条の次に次の一条を加える。	
	(国体推進室)
第十二条の二	国体推進室においては、国民体育大会の開催及び招致並びに全国高等学校総合体育大会の開催に関する事務を所掌する。

	第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。
	(高校改革・特別支援教育課)
第十条	高校改革・特別支援教育課においては、次の事務を所掌する。
一	県立高等学校等の教育改革に関する調査及び企画に関すること。
二	産業教育、定時制教育及び通信制教育の総合計画に関すること。
三	学校教育法第四条の規定により県教育委員会が認可する学校(幼稚園を除く。)の設置及び廃止に関すること。
四	県立特別支援学校の通学区域の設定又は変更及び県立高等学校等の生徒の就学 調査に関すること。
五	県立高等学校等の入学者選抜のための制度に関すること。
六	県立特別支援学校の学校教育(スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。) の指導に関すること。
七	県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導、安全指導及び進路指導に

	関すること。
八	県立特別支援学校の教育職員の研修に関すること。
九	県立特別支援学校の教育職員の認定講習に関すること。
十	市町村の設置する小学校及び中学校の特別支援学級及び通級による指導に 関すること。
十一	県立特別支援学校の学校図書館及び視聴覚教育の指導助言に関すること。
十二	県立特別支援学校の教科用図書の採択に関すること。
十三	障害児の就学に関すること。
十四	県立特別支援学校入学者選抜のための学力検査及び検査の実施に関する こと。
十五	県立特別支援学校の学校行事の承認及び届出に関すること。
十六	県立特別支援学校に係る教育研究団体に関すること。
十七	山梨県高等学校審議会、山梨県特別支援教育振興審議会及び山梨県地方産業

		審議会に關すること。
	十八	山梨県教育支援委員会に關すること。
		第十三条の二を削る。
		(山梨県立文学館処務規程の一部改正)
第五	条	山梨県立文学館処務規程(平成元年山梨県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
		第五条第一項中「副館長」の下に「、次長」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
	4	次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を補佐する。
		第八条第一号を次のように改める。
	一	山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)第五条第一項の規定による所長の共通専決事項に相当する事項(他に定めのある場合を除く。)
		第八条第二号から第八号までを削り、第九号を第二号とし、第十号を第三号とし、

		第十一号を第四号とし、第十二号を削り、第十三号を第五号とする。
		第十五条を第十七条とし、第十一条から第十四条までを二条ずつ繰り下げる。
		第十条中「主務課長」を「次長」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。
		(次長の代決)
	第十二	条 次長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事務を代決する。
		第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。
		(次長の専決)
	第九	条 次長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。
	一	山梨県事務決裁規則第五条第一項の規定による出先次長の共通専決事項に相当する事項(他に定めのある場合を除く。)
	二	その他前号に準ずる事項に關すること。

（山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正）	
第六條	山梨県教育委員会事務決裁規則（平成十三年山梨県教育委員会規則第二号）の
	一部を次のように改正する。
第二條第二号中「、同項に規定する埋蔵文化財センターの所長及び山梨県総合教育	
センター管理規則（昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号。以下「総合教育セン	
ター管理規則」という。）第五條に規定する所長」を「及び同項に規定する埋蔵文化	
財センターの所長」に改め、同條第四号中「四 館長」を「四 館長等」に改め、「	
館長」の下に「並びに山梨県総合教育センター管理規則（昭和四十六年山梨県教育委	
員会規則第九号。以下「総合教育センター管理規則」という。）第五條に規定する所	
長」を加え、同條第六号中「次長等」を「次長」に、「、同項に規定する埋蔵文化財	
センターの次長のうちあらかじめ所長が指定する次長及び総合教育センター管理規則	
第五條の規定による副所長のうちあらかじめ所長が指定する副所長」を「及び同項に	
規定する埋蔵文化財センターの次長のうちあらかじめ所長が指定する次長」に改め、	

同條第九号中「九 副館長」を「九 副館長等」に改め、「副館長」の下に「並びに	
総合教育センター管理規則第五條の規定による副所長」を加え、同條第十号中「館長	
」を「館長等」に改める。	
第四條中「館長」を「館長等」に改める。	
第八條中「次長等」を「次長」に改める。	
第十條（見出しを含む。）中「館長」を「館長等」に、「副館長」を「副館長等」	
に改める。	
附 則	
（施行期日）	
1	この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
（山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部改正）	
2	山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第
	十一号）の一部を次のように改正する。

	第十三条の表中「高校教育課」を「高校改革・特別支援教育課」に改める。
	(山梨県教育支援委員会規則の一部改正)
3	山梨県教育支援委員会規則(平成二十六年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
	第八条中「教育庁新しい学校づくり推進室」を「高校改革・特別支援教育課」に改める。

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則新旧対照表(第一条関係)

新			旧		
別表第一(第一条関係)			別表第一(第一条関係)		
各機関	職員	職	各機関	職員	職
県立美術館	県立美術館事務職員	館長、副館長、次長、学芸幹、課長、参事、主幹、副主幹、主査、副主査、主任、学芸員、教育主事、主事、専門員	県立美術館	県立美術館事務職員	館長、副館長、学芸幹、課長、参事、主幹、副主幹、主査、副主査、主任、学芸員、教育主事、主事、専門員
県立文学館	県立文学館事務職員	館長、副館長、次長、学芸幹、課長、参事、主幹、副主幹、主査、副主査、主任、学芸員、教育主事、主事、司書、専門員	県立文学館	県立文学館事務職員	館長、副館長、学芸幹、課長、参事、主幹、副主幹、主査、副主査、主任、学芸員、教育主事、主事、司書、専門員
県総合教育セ	県総合教育セ	所長、副所長、次長、部長	県総合教育セ	県総合教育セ	所長、副所長、部長

ンター	ター事務職員	主幹、副主幹、主査、副主査 指導主事 主任 主事 司書 専門員
-----	--------	--

ンター	ター事務職員	主幹、副主幹、主査、副主査 指導主事 主任 主事 司書 専門員
-----	--------	--

山梨県総合教育センター管理規則新旧対照表（第二一条関係）

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第五条 教育センターに所長、副所長、次長その他の職員を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 副所長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、所長を補佐する。</p> <p>4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、所長を補佐する。</p> <p>5 所属職員は、所長の命を受け、所掌事務を処理する。</p> <p>(副所長の専決)</p> <p>第六条 副所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。</p> <p>一 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）第五條第一項の規定による所長の共通専決事項に相当する事項（他に定めのある場合を除く。）</p> <p>二 その他前号に準ずる事項に関する事。</p>	<p>(職員)</p> <p>第五条 教育センターに所長及びその他の職員を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 所属職員は、所長の命を受け、所掌事務を処理する。</p> <p>(所長の専決)</p> <p>第六条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。</p> <p>一 所長及び副所長の旅行の命令及びその復命の受理に関する事。</p> <p>二 所長及び副所長の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。以下同じ。）、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。以下同じ。）に関する事。</p> <p>三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の規定による部分休業の承認に関する事。</p> <p>四 二月以内の期間の臨時的任用に関する事。</p> <p>五 郵明、届出、申請、通知、照会、報告及び回答等に関する事。</p> <p>六 その他前号に準ずる事項に関する事。</p>

(次長)の専決

第七条 次長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

- 一 山梨県事務次長報酬第五条第一項の規定による出先次長の共通専決事項に相当する事項（他に定めのある場合を除く。）
- 二 その他前号に準ずる事項に関する事

2 次長が複数の場合の専決は、あらかじめ副所長の指定する次長が行う。

(代決)

第八条 副所長が不在で急施を要するときは、次長がその事務を代決することができる。

- 2 次長が複数の場合は、あらかじめ副所長の指定する次長がその事務を代決することができる。
- 3 情報教育部の分掌に係る事項については、前項の規定にかかわらず、情報教育センターを分担して整理する次長がその事務を代決することができる。
- 4 副所長及び次長が不在で急施を要するときは、主管の部長が

その事務を代決することができる。

(副所長の専決)

第七条 副所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

- 一 職員及び研修員の旅行の命令及びその復命の受理に関する事（所長の専決事項を除く。）
- 二 職員及び研修員の年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替に関する事（所長の専決事項を除く。）
- 三 職員及び研修員の時間外勤務及び休日勤務（休日の代休日の勤務を含む。）の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関する事
- 四 職員の扶養親族の認定並びに通勤手当、住居手当及び車身起任手当に係る確認及び決定に関する事
- 五 輕易な証明、届出、申請、通知、照会、報告及び回答等に関する事

2 副所長が複数の場合の専決は、あらかじめ所長の指定する副所長が行う。

(代決)

第八条 所長が不在で急施を要するときは、副所長がその事務を代決することができる。

- 2 副所長が複数の場合は、あらかじめ所長の指定する副所長がその事務を代決することができる。
- 3 情報教育部の分掌に係る事項については、前項の規定にかかわらず、情報教育センターを分担して整理する副所長がその事務を代決することができる。
- 4 所長及び副所長が不在で急施を要するときは、主管の部長が

その事務を代決することができる。

山梨県立美術館処務規程新旧対照表（第二条関係）

新	旧
(職員)	(職員)
第五条 美術館に館長、副館長、次長その他の職員を置く。	第五条 美術館に館長、副館長、その他の職員を置く。
2. 3 略	2. 3 略
4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を輔佐する。	
5 所属職員は、館長の命を受け、所掌事務を処理する。	4 所属職員は、館長の命を受け、所掌事務を処理する。
(副館長の専決)	(副館長の専決)
第八条 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。	第八条 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。
一 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)	一 職員の旅行の命令及びその復命の受理に関する事
第五条第一項の規定による所長の共通専決事項に相当する事項(他に定めのある場合を除く。)	
	二 職員の年次有給休暇の付与、有給休暇(年次有給休暇を除く。)、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替(半日勤務時間の割振り変更を含む。)に関する事
	三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の規定による部分休業の承認に関する事
	四 職員の時間外勤務及び休日勤務(休日の代休日の勤務を含む。)の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関する事
	五 職員の扶養親族の認定並びに通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の確認及び決定に関する事
	六 二月以内の期間の随時的任用に関する事
	七 自動販売機の設置に係る教育財産の貸付けに関する事
	八 教育財産の使用許可に関する事。(土地、建物又は建物以外の工作物の使用許可のうち電柱、ガス管、水道管、自動販売機その他これらに類する物の設置、連続して十日未満の使用及び継続して使用のものに限る。)
	九 略
	十 略
二 略	十一 証明、届出、申請、通知、照会、報告及び回答等に関する事
三 略	
	十二 略
第十二条 次長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事	

務を代替する。

第十三条～第十七条 略

第十一条～第十五条 略

山梨県教育庁組織規則新旧対照表（第四条関係）

新	旧				
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 組織及び所掌事務</p> <p>第一節 本庁（第三条～第十三条）</p> <p>第二節～第五節 略</p> <p>第三章 略</p> <p>（分課）</p> <p>第四条 本庁に次の課を置く。</p> <p>総務課 福利給与課 学校施設課 義務教育課 高校教育課 高校改革・特別支援教育課 社会教育課 スポーツ健康課 学術文化財課</p> <p>（課内室）</p> <p>第四条の二 前条に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる室（課に置かれる室（以下「課内室」という。）。以下同じ。）を置く。</p> <table border="1" data-bbox="183 2094 678 2130"> <tr> <td>課</td> <td>室</td> </tr> </table>	課	室	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 組織及び所掌事務</p> <p>第一節 本庁（第三条～第十三条の三）</p> <p>第二節～第五節 略</p> <p>第三章 略</p> <p>（分課）</p> <p>第四条 本庁に次の課を置く。</p> <p>総務課 福利給与課 学校施設課 義務教育課 高校教育課</p> <p>社会教育課 スポーツ健康課 学術文化財課</p> <p>（課内室）</p> <p>第四条の二 前条に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる室（課に置かれる室（以下「課内室」という。）。以下同じ。）を置く。</p> <table border="1" data-bbox="861 2094 1356 2130"> <tr> <td>課</td> <td>室</td> </tr> </table>	課	室
課	室				
課	室				

スポーツ健康課	国体推進室
---------	-------

(高校教育課)

第九条 高校教育課においては、次の事務を所掌する。

- 一、二 略
- 三 県立高等学校の教育職員の研修に関する事。
- 四 県立高等学校及び市町村の設置する高等学校の教育職員の認定講習に関する事。
- 五、十 略
- 十一 県立高等学校及び県立特別支援学校(以下「県立高等学校等」という。)の教育職員の人事、人事評価、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する事。
- 十二、十八 略
- 十九 県立高等学校等の学校評議員制度に関する事。

(高校改革・特別支援教育課)

第十条 高校改革・特別支援教育課においては、次の事務を所掌する。

- 一 県立高等学校等の教育改革に関する調査及び企画に関する事。
- 二 産業教育、定時制教育及び通信制教育の総合計画に関する事。
- 三 学校教育法第四条の規定により県教育委員会が認可する学校(幼稚園を除く。)の設置及び廃止に関する事。
- 四 県立特別支援学校の通学区域の設定又は変更及び県立高等学校等の生徒の就学調査に関する事。

- 五 県立高等学校等の入学者選抜のための制度に関する事。
- 六 県立特別支援学校の学校教育(スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。)の指導に関する事。
- 七 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導、安全指導及び進路指導に関する事。
- 八 県立特別支援学校の教育職員の研修に関する事。
- 九 県立特別支援学校の教育職員の認定講習に関する事。
- 十 市町村の設置する小学校及び中学校の特別支援学級及び通級による指導に関する事。
- 十一 県立特別支援学校の学校図書館及び視聴覚教育の指導助言に関する事。
- 十二 県立特別支援学校の教科用図書の採択に関する事。
- 十三 障害児の就学に関する事。
- 十四 県立特別支援学校入学者選抜のための学力検査及び検査の実施に関する事。
- 十五 県立特別支援学校の学校行事の承認及び届出に関する事。
- 十六 県立特別支援学校に係る教育研究団体に関する事。
- 十七 山梨県高等学校審議会、山梨県特別支援教育振興審議会及び山梨県地方産業審議会に関する事。
- 十八 山梨県教育支援委員会に関する事。

(社会教育課)

第十一条 略

(スポーツ健康課)

第十二条 略

高校教育課	新しい学校づくり推進室
スポーツ健康課	国体推進室

(高校教育課)

第九条 高校教育課においては、次の事務を所掌する。

- 一、二 略
- 三 県立高等学校及び県立特別支援学校(以下「県立高等学校等」という。)の教育職員の研修に関する事。
- 四 県立高等学校等及び市町村の設置する高等学校の教育職員の認定講習に関する事。
- 五、十 略
- 十一 県立高等学校等の教育職員の人事、人事評価、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する事。
- 十二、十八 略

(社会教育課)

第十条 略

(スポーツ健康課)

第十一条 略

(国体推進室)

第十二条之二 国体推進室においては、国民体育大会の開催及び招致並びに全国高等学校総合体育大会の開催に関する事務を所掌する。

(学術文化財課)

第十三条 略

(学術文化財課)

第十二条 略

(新しい学校づくり推進室)

第十三条 新しい学校づくり推進室においては、次の事務を所掌する。

- 一 県立高等学校教育改革に関する調査及び企画に関する事。
- 二 産業教育、定時制及び通信制教育の総合計画に関する事。
- 三 学校教育法第四条の規定により県教育委員会が認可する学校(幼稚園を除く。)の設置及び廃止に関する事。
- 四 県立高等学校等の通学区域の設定又は変更及び生徒の就学調査に関する事。
- 五 県立高等学校等の入学者募集に関する事。
- 六 県立高等学校等の学校評議員制度に関する事。
- 七 山梨県地方産業教育審議会、山梨県高等学校審議会に関する事。
- 八 県立特別支援学校の学校教育(スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。)の指導に関する事。
- 九 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導、安全指導及び進路指導に関する事。
- 十 市町村の設置する小学校及び中学校の特別支援学級及び通級による指導に関する事。
- 十一 県立特別支援学校の学校図書館及び視聴覚教育の指導助言

に関する事。

- 十二 県立特別支援学校の教科用図書採択に関する事。
- 十三 障害児の就学に関する事。
- 十四 県立特別支援学校入学者選抜のための学力検査及び検査の実施に関する事。
- 十五 県立特別支援学校の学校行事の承認及び届出に関する事。
- 十六 県立特別支援学校に係る教育研究団体に関する事。
- 十七 山梨県特別支援教育振興審議会及び山梨県教育支援委員会に関する事。

(国体推進室)

第十三条之二 国体推進室においては、国民体育大会の開催及び招致並びに全国高等学校総合体育大会の開催に関する事務を所掌する。

山梨県立文学館処務規程新旧対照表 (第五条関係)

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第五条 文学館に館長、副館長、次長その他の職員を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を輔佐する。</p> <p>5 所属職員は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。</p> <p>(副館長の専決)</p> <p>第八条 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。</p> <p>一 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)第五条第一項の規定による所長の共通専決事項に相当する事項(他に定めのある場合を除く。)</p>	<p>(職員)</p> <p>第五条 文学館に館長、副館長、その他の職員を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 所属職員は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。</p> <p>(副館長の専決)</p> <p>第八条 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。</p> <p>一 職員の旅行の命令及びその復命の受理に関する事。</p> <p>二 職員の年次有給休暇の付与、有給休暇(年次有給休暇を除く)、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替(半日勤務時間の割振り変更を含む。)に関する事。</p> <p>三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)の規定による部分休業の承認に関する事。</p> <p>四 職員の時間外勤務及び休日勤務(休日の代休日の勤務を含む。)の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関する事。</p> <p>五 職員の扶養親族の認定並びに通職手当、住居手当及び単身赴任手当の確認及び決定に関する事。</p> <p>六 二月以内の期間の臨時的任用に関する事。</p> <p>七 自動販売機の設置に係る教育財産の貸付けに関する事。</p>
<p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>五 略</p> <p>(次長の専決)</p> <p>第九条 次長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。</p> <p>一 山梨県事務決裁規則第五条第一項の規定による出先次長の共通専決事項に相当する事項(他に定めのある場合を除く。)</p> <p>二 その他前号に準ずる事項に関する事。</p> <p>(館長の代決)</p> <p>第十条 略</p> <p>(副館長の代決)</p> <p>第十一条 副館長が不在で急施を要するときは、次長がその事務を代決する。</p> <p>(次長の代決)</p> <p>第十二条 次長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事</p>	<p>八 教育財産の使用許可に関する事。(土地、建物又は建物以外の工作物の使用許可のうち電柱、ガス管、水道管、自動販売機その他これらに類する物の設置、連続して十日未満の使用及び継続して使用のものに限る。)</p> <p>九 略</p> <p>十 略</p> <p>十一 略</p> <p>十二 証明、届出、申請、通知、照会、報告及び回答等に関する事。</p> <p>十三 略</p> <p>(館長の代決)</p> <p>第九条 略</p> <p>(副館長の代決)</p> <p>第十条 副館長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事務を代決する。</p>

山梨県教育委員会云事務決裁規則新旧対照表（第六条関係）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 所長 組織規則第二十三条第一項に規定する教育事務所の所長及び同項に規定する埋蔵文化財センターの所長</p> <p>をいう。</p> <p>三 略</p> <p>四 館長等 山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）第五条、山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和三十二年山梨県条例第五号）第四条、山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号）第四条、山梨県立考古博物館設置及び管理条例（昭和三十七年山梨県条例第五号）第四条及び山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第十号）第四条に規定する館長並びに山梨県総合教育センター管理規則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第九号。以下「総合教育センター管理規則」という。）第五条に規定する所長をいう。</p> <p>五 略</p> <p>六 次長等 組織規則第二十三条第一項に規定する教育事務所の次長及び同項に規定する埋蔵文化財センターの次長のうちあらかじめ所長が指定する次長</p> <p>を</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 所長 組織規則第二十三条第一項に規定する教育事務所の所長、同項に規定する埋蔵文化財センターの所長及び山梨県総合教育センター管理規則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第九号。以下「総合教育センター管理規則」という。）第五条に規定する所長をいう。</p> <p>三 略</p> <p>四 館長 山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）第五条、山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和三十二年山梨県条例第五号）第四条、山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号）第四条、山梨県立考古博物館設置及び管理条例（昭和三十七年山梨県条例第五号）第四条及び山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第十号）第四条に規定する館長</p> <p>をいう。</p> <p>五 略</p> <p>六 次長等 組織規則第二十三条第一項に規定する教育事務所の次長、同項に規定する埋蔵文化財センターの次長のうちあらかじめ所長が指定する次長及び総合教育センター管理規則第五条の規定による副所長のうちあらかじめ所長が指定する副所長を</p>

七、八 略

九 副館長等 山梨県立図書館設置及び管理条例第五条、山梨県立美術館設置及び管理条例第四条、山梨県立博物館設置及び管理条例第四条、山梨県立考古博物館設置及び管理条例第四条及び山梨県立文学館設置及び管理条例第四条の規定による副館長並びに総合教育センター管理規則第五条の規定による副館長を

十 専決 教育委員会の権限に属する事務の一部を常時教育委員会に代わって教育長、課長、所長、校長及び館長等限りで決裁することをいう。

十一 略

(課長等の共通専決事項)

第四条 課長、所長、校長及び館長等の共通専決事項は次のとおりとする。

一・二 略

(所長の代決)

第八条 所長が不在で急処を要するときは、次長がその事務を代決する。

(館長等の代決)

第十条 館長等が不在で急処を要するときは、副館長等がその事務を代決する。

七、八 略

九 副館長 山梨県立図書館設置及び管理条例第五条、山梨県立美術館設置及び管理条例第四条、山梨県立博物館設置及び管理条例第四条、山梨県立考古博物館設置及び管理条例第四条及び山梨県立文学館設置及び管理条例第四条の規定による副館長を

十 専決 教育委員会の権限に属する事務の一部を常時教育委員会に代わって教育長、課長、所長、校長及び館長 限りで決裁することをいう。

十一 略

(課長等の共通専決事項)

第四条 課長、所長、校長及び館長 の共通専決事項は次のとおりとする。

一・二 略

(所長の代決)

第八条 所長が不在で急処を要するときは、次長等がその事務を代決する。

(館長 の代決)

第十条 館長 が不在で急処を要するときは、副館長 がその事務を代決する。

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則新旧対照表 (附則第二一項関係)

新		旧	
(庶務)		(庶務)	
第十三条 附属機関の庶務は、次の表の所属欄に掲げる所属において処理する。		第十三条 附属機関の庶務は、次の表の所属欄に掲げる所属において処理する。	
附属機関	所属	附属機関	所属
山梨県図書館協議会	図書館	山梨県図書館協議会	図書館
山梨県高等学校審議会	高校改革・特別支援教育課	山梨県高等学校審議会	高校教育課
山梨県へき地等教育振興審議会	義務教育課	山梨県へき地等教育振興審議会	義務教育課
山梨県特別支援教育振興審議会	高校改革・特別支援教育課	山梨県特別支援教育振興審議会	高校教育課
山梨県立美術館協議会	美術館	山梨県立美術館協議会	美術館
山梨県考古博物館協議会	考古博物館	山梨県考古博物館協議会	考古博物館
山梨県文学館協議会	文学館	山梨県文学館協議会	文学館
山梨県地方産業教育審議会	高校改革・特別支援教育課	山梨県地方産業教育審議会	高校教育課
山梨県スポーツ推進審議会	スポーツ健康課	山梨県スポーツ推進審議会	スポーツ健康課

山梨県教育支援委員会公規則新旧対照表（附則第二項関係）

新	旧
<p>(庶務) 第八条 支援委員会の庶務は、<u>高校改革・特別支援教育課</u> に おいて処理する。</p>	<p>(庶務) 第八条 支援委員会の庶務は、<u>教育庁新しい学校づくり推進室</u> に おいて処理する。</p>

議案第 50 号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

提案理由

県総合教育センターの組織機構等の変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

告示の概要

教育庁総務課

題名	山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示
趣旨	総合教育センターの組織機構等の変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>○山梨県教育委員会公印規程の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合教育センター副所長の公印の寸法及び形状を定める。
施行期日	平成29年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会告示第	号
山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。	
平成二十九年	三月 日
山梨県教育委員会	
教育長	
山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示	
山梨県教育委員会公印規程（昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。	
別表中県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館の副館長の印の部の次に次のように加える。	
県総合教育センター副所長印	二十一 同
附 則	
この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。	

山梨教育委員会公印規程新旧対照表

新			旧		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
種類	寸法及び形状	備考	種類	寸法及び形状	備考
教育委員会印	四十四ミリメ	教員免許状用	教育委員会印	四十四ミリメ	教員免許状用
	一トル平方			一トル平方	
	二十四 同	一般文書用		二十四 同	一般文書用
教育長印	二十六 同	同	教育長印	二十六 同	同
教育長職務代理者印	二十四 同	同	教育長職務代理者印	二十四 同	同
教育次長印	二十四 同	同	教育次長印	二十四 同	同
課長印	二十一 同	同	課長印	二十一 同	同
室長印			室長印		
教育事務所長印	二十一 同	同	教育事務所長印	二十一 同	同
埋蔵文化財センター所長印	二十一 同	同	埋蔵文化財センター所長印	二十一 同	同
教育委員会の所管に属する 学校その他の教育機関の印	四十四 同	卒業証書又は 修了証書用	教育委員会の所管に属する 学校その他の教育機関の印	四十四 同	卒業証書又は 修了証書用
	三十 同	同		三十 同	同
	二十一 同	一般文書用		二十一 同	一般文書用
教育委員会の所管に属する 学校その他教育機関の長の 印	二十一 同	同	教育委員会の所管に属する 学校その他教育機関の長の 印	二十一 同	同
教育委員会の所管に属する 学校その他の教育機関の長 の職務代理者印	二十一 同	同	教育委員会の所管に属する 学校その他の教育機関の長 の職務代理者印	二十一 同	同
県立図書館、県立美術館、 県立博物館、県立考古博物	二十一 同	同	県立図書館、県立美術館、 県立博物館、県立考古博物	二十一 同	同

館及び県立文学館の副館長の印		
県総合教育センター副所長の印	二十一 同	同
県立学校の校長の職務代行者の印	二十一 同	同

館及び県立文学館の副館長の印		
—		
県立学校の校長の職務代行者の印	二十一 同	同

議案第 51 号

山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令

提案理由

県総合教育センターの組織機構等の変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令
趣旨	総合教育センターの組織機構等の変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>○ 山梨県教育委員会公印管理規程の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合教育センターの公印管守責任者を副所長とする。
施行期日	平成29年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

- 庁 中 一 般
- 教 育 事 務 所
- 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
- 県 立 図 書 館
- 県 立 美 術 館
- 県 立 博 物 館
- 県 立 考 古 博 物 館
- 県 立 文 学 館
- 県 総 合 教 育 セ ン タ ー
- 県 立 学 校

山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年 三月 日

山梨県教育委員会

教育長

山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育委員会公印管理規程（昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び県立文学館を除く。」を「、県立文学館及び県総合教育センターを除く。」に改め、「副館長」の下に「、県総合教育センターにあつては副所長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨教育委員会公印管理規程新旧対照表

新	旧
<p>(管守責任者)</p> <p>第三条 公印を管守する者(以下「管守責任者」という。)は、本庁にあつては総務課長、教育事務所及び埋蔵文化財センターにあつてはその長、学校その他の教育機関(県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館、県立文学館及び県総合教育センターを除く。)にあつてはその長、県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館にあつては副館長、県総合教育センターにあつては副所長とする。ただし、本庁の課長(課に置かれる室長を含む。以下同じ。)印の管守責任者は、本庁の課長の職にある者とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(管守責任者)</p> <p>第三条 公印を管守する者(以下「管守責任者」という。)は、本庁にあつては総務課長、教育事務所及び埋蔵文化財センターにあつてはその長、学校その他の教育機関(県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館を除く。)にあつてはその長、県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館にあつては副館長とする。ただし、本庁の課長(課に置かれる室長を含む。以下同じ。)印の管守責任者は、本庁の課長の職にある者とする。</p> <p>2・3 略</p>

議案第 52 号

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

提案理由

高校改革・特別支援教育課の設置に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令
趣旨	高校改革・特別支援教育課の設置に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	○山梨県教育庁行政文書管理規程の一部改正 高校改革・特別支援教育課の設置に伴い、所要の改正を行う。
施行期日	平成29年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

* 一案件につき一枚としてください。

山梨県教育委員会訓令甲第		号	
		庁	中
		教	育
		事	務
		所	
		理	蔵
		文	化
		財	セ
		ン	タ
		ー	
		県	立
		図	書
		館	
		県	立
		美	術
		館	
		県	立
		博	物
		館	
		県	立
		考	古
		博	物
		館	
		県	立
		文	学
		館	
		県	総
		合	教
		育	セ
		ン	タ
		ー	
		県	立
		学	校
山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。			
平成二十九年		三月	
		日	

山梨県教育委員会			
教育長			
山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令			
山梨県教育庁行政文書管理規程（平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号）の一部			
を次のように改正する。			
別表第一の表中「高校教育課	「教高	」を	「
高校教育課	教高	」	「
			学術文化財課
高校改革・特別支援教育課	「教改特	」に、	「
			新しい学校づくり推
	「	」を	「
進室	「	」を	学術文化財課
	教新学	」	「
			教学
文	」に改める。		
附	則		
この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。			

山梨県教育庁行政文書管理規程新旧対照表

新		旧	
別表第一（第十二条関係） 文書の記号		別表第一（第十二条関係） 文書の記号	
一 本庁		一 本庁	
課名等	略字	課名等	略字
総務課	教総	総務課	教総
福利給与課	教福	福利給与課	教福
学校施設課	教学施	学校施設課	教学施
義務教育課	教義	義務教育課	教義
高校教育課	教高	高校教育課	教高
高校改革・特別支援教育課	教改特		
社会教育課	教社	社会教育課	教社
スポーツ健康課	教ス健	スポーツ健康課	教ス健
学術文化財課	教学文	学術文化財課	教学文
		新しい学校づくり推進室	教新学
国体推進室	教国	国体推進室	教国

議案第 53 号

庁中処務細則の一部を改正する訓令

提案理由

介護休暇の分割取得化及び「介護時間」制度の創設に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	庁中処務細則の一部を改正する訓令
趣旨	介護休暇の分割取得化及び「介護時間」制度の創設に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>○ 庁中処務細則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護休暇の分割取得化に伴い、「介護休暇願簿」の様式を改める。(第17号様式の5を改正) ・ 「介護時間」制度の創設に伴い、「介護時間願簿」の様式を新たに定める。(第46条の3を新設、第17号様式の6を新設) ・ その他規定の整備を行う。
施行期日	平成29年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

第四十九条中「第十七号様式の八」を「第十七号様式の九」に改める。

第十七号様式の五を次のように改める。

第十七号様式の八を第十七号様式の九に、第十七号様式の七を第十七号様式の八に、第十七号様式の六を第十七号様式の七に改め、第十七号様式の五の次に次の一様式を加える。

介護休暇の請求・承認

※ 請求の期間					※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁者の印	備考
年	月	日	時間	日・時間数	年月日				
年	月	日から	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	時	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	時	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	時	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	時	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	時	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	時	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	時	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時分～時分	日	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	時分～時分	時	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

介護休暇の取消し等

※ 休暇の取消し等の期間					※ 本人印	※ 決裁		備考
年	月	日	時間	日・時間数		決裁者の印		
年	月	日から	時分～時分	日				
年	月	日まで	時分～時分	時				
年	月	日から	時分～時分	日				
年	月	日まで	時分～時分	時				
年	月	日から	時分～時分	日				
年	月	日まで	時分～時分	時				
年	月	日から	時分～時分	日				
年	月	日まで	時分～時分	時				
年	月	日から	時分～時分	日				
年	月	日まで	時分～時分	時				
年	月	日から	時分～時分	日				
年	月	日まで	時分～時分	時				
年	月	日から	時分～時分	日				
年	月	日まで	時分～時分	時				
年	月	日から	時分～時分	日				
年	月	日まで	時分～時分	時				

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

介護時間願簿

(所属)	(職)	(氏名)
------	-----	------

(第一面)

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※ 要介護者に関する事項	氏名			※ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容						
	続柄									
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居							
	介護が必要となった時期									
	年 月 日									
連続する3年の期間										
年 月 日から 年 月 日まで										
※					※	※	承認の可否	決 裁		備 考
請 求 の 期 間					請 求	本人印	承認の可否	決 裁		
					年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	の印		
年 月 日	時 間			年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	の印			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				

(注) 「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

※					※	※	承認の可否	決 裁		備 考
請 求 の 期 間					請 求	本人印	承認の可否	決 裁		
					年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	の印		
年 月 日	時 間			年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	の印			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第二面)

※		※		決		裁		備		考	
休暇の取消し等の期間				本人印	決裁者 の印						
年	月	日	時 間								
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分								
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分								
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分								
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分								
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分								
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分								
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分								
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分								
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分								
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分								
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分								
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分								
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分								
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分								
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分								
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分								
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分								
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分								

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

庁中処務細則新旧対照表

新	旧
<p>(介護休暇)</p> <p>第四十六条の二 略</p> <p>(介護時間)</p> <p>第四十六条の三 庁員は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願書(第十七号様式の六)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2 第四十五条第二項の規定は、介護時間願書に、これを適用する。</p> <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第四十八条 庁員は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年山梨県条例第五号)による職務に専念する義務の免除を得ようとするときは、職務免除願書(第十七号様式の七)によりあらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2 職務免除を専決により承認した場合で当該職務免除の理由が職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第三号)第二条第三号、第四号、第六号及び第十一号に該当するときは、速やかに職務免除承認報告書(第十七号様式の八)により教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(営利企業等の従事)</p> <p>第四十九条 庁員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条及び営利企業等の従事制限に関する規則(昭和</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第四十六条の二 略</p> <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第四十八条 庁員は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年山梨県条例第五号)による職務に専念する義務の免除を得ようとするときは、職務免除願書(第十七号様式の六)によりあらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2 職務免除を専決により承認した場合で当該職務免除の理由が職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第三号)第二条第三号、第四号、第六号及び第十一号に該当するときは、速やかに職務免除承認報告書(第十七号様式の七)により教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(営利企業等の従事)</p> <p>第四十九条 庁員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条及び営利企業等の従事制限に関する規則(昭和</p>

議案第 54 号

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

提案理由

介護休暇の分割取得化及び「介護時間」制度の創設に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令
趣旨	介護休暇の分割取得化及び「介護時間」制度の創設に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>○ 山梨県立学校処務規程の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「介護時間」制度の創設に伴い、校長の専決事項に関する規定を整備する。 ・ 介護休暇の分割取得化に伴い、「介護休暇願簿」の様式を改める。（第6号様式の2を改正） ・ 「介護時間」制度の創設に伴い、「介護時間願簿」の様式を新たに定める。（第14条の3を新設、第6号様式の3を新設）
施行期日	平成29年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

第六号様式の二の次に次の二様式を加える。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

介護休暇願簿

(所属)	(職)	(氏名)
------	-----	------

(第一面)

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※ 要介護者に関する事項	氏名						※要介護者の状態及び具体的な介護の内容
	続柄						
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居					
	介護が必要となった時期	年 月 日					

(注) 「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

指定期間の申出・指定														
第1回					第2回					第3回				
※ 申出の期間	※ 申出日	※ 本人印	※ 決裁者の印	指定期間	※ 申出の期間	※ 申出日	※ 本人印	※ 決裁者の印	指定期間	※ 申出の期間	※ 申出日	※ 本人印	※ 決裁者の印	指定期間
年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日
備考					備考					備考				

指定期間の延長・短縮														
第1回					第2回					第3回				
※延長・短縮後の末日	※ 申出日	※ 本人印	※ 決裁者の印	延長・短縮後の指定期間	※延長・短縮後の末日	※ 申出日	※ 本人印	※ 決裁者の印	延長・短縮後の指定期間	※延長・短縮後の末日	※ 申出日	※ 本人印	※ 決裁者の印	延長・短縮後の指定期間
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
備考					備考					備考				

(注) 1 「指定期間」欄には通算した指定期間を記入する。(期間の通算は暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。)
 2 決裁者は、申出の期間中に公務の運営に支障がある日が含まれている場合には、職員の指定期間が浪費されないよう、その日を除いて1回の指定期間を指定する。(「備考」欄にはその旨及び除外する日を記入し、「指定期間」欄にはその日を除いて通算した期間を記入する。)

(第二面)

介護休暇の請求・承認									
※ 請求の期間	年 月 日	時 間	日・時間数	※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	※ 決裁者の印	備考	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時 分～時 分	時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

介護休暇の取消し等

※ 介護休暇の取消し等の期間					※ 決 裁		備 考
年	月	日	時 間	日・時間数	本人印	決裁者の印	
年	月	日から	時 分～時 分	日			
年	月	日まで	時 分～時 分	時			
年	月	日から	時 分～時 分	日			
年	月	日まで	時 分～時 分	時			
年	月	日から	時 分～時 分	日			
年	月	日まで	時 分～時 分	時			
年	月	日から	時 分～時 分	日			
年	月	日まで	時 分～時 分	時			
年	月	日から	時 分～時 分	日			
年	月	日まで	時 分～時 分	時			
年	月	日から	時 分～時 分	日			
年	月	日まで	時 分～時 分	時			
年	月	日から	時 分～時 分	日			
年	月	日まで	時 分～時 分	時			
年	月	日から	時 分～時 分	日			
年	月	日まで	時 分～時 分	時			
年	月	日から	時 分～時 分	日			
年	月	日まで	時 分～時 分	時			

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

第6号様式の3 (第14条の3関係)

介護時間願簿

(所属)	(職)	(氏名)
------	-----	------

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※ 要介護者に関する事項				※ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		※ 請 求		※ 決 裁		備 考
氏名	続柄	同・別居	介護が必要となった時期	本人印	承認の可否	決裁者の印	請求年月日	承認の可否	決裁者の印	
氏名	続柄	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	年 月 日				年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
連続する3年の期間							年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年 月 日から 年 月 日まで							年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
※ 請 求 の 期 間				時 間	本人印	承認の可否	決 裁	備 考		
年	月	日	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～時 分			年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～時 分			年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～時 分			年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～時 分			年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～時 分			年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～時 分			年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～時 分			年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～時 分			年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～時 分			年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後 時 分～時 分			年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		

(注) 「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

※ 請求の期間				※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決 裁		備 考
年 月 日	時 間					決裁者の印			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認			
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時 分～時 分	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認			

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※ 休暇の取消し等の期間				※ 本人印	決 裁		備 考
年 月 日	時 間				決裁者の印		
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					
年 月 日から	午前	時 分～時 分					
年 月 日まで	午後	時 分～時 分					

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

議案第 55 号

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

提案理由

介護休暇の分割取得化及び「介護時間」制度の創設に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令
趣旨	介護休暇の分割取得化及び「介護時間」制度の創設に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>○ 山梨県教育事務所処務規程の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「介護時間」制度の創設に伴い、所長の専決事項に関する規定を整備する。 ・ 介護休暇の分割取得化に伴い、「介護休暇願簿」の様式を改める。（第21号様式の2を改正） ・ 「介護時間」制度の創設に伴い、「介護時間願簿」の様式を新たに定める。（第40条の3を新設、第21号様式の3を新設）
施行期日	平成29年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

介護休暇の請求・承認

※ 請求の期間					※ 請求 年月日	※ 本人印	承認の可 否	決裁者の 印	備考
年	月	日	時	分	日				
年	月	日から	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認		
年	月	日まで	時	分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認		
年	月	日まで	時	分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認		
年	月	日まで	時	分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認		
年	月	日まで	時	分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認		
年	月	日まで	時	分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認		
年	月	日まで	時	分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認		
年	月	日まで	時	分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認		
年	月	日まで	時	分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認		
年	月	日まで	時	分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認		
年	月	日まで	時	分	時	年月日	<input type="checkbox"/> 不承認		

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

介護休暇の取消し等

※ 休暇の取消し等の期間					※ 本人印	※ 決裁者 の印		備考
年	月	日	時	分	日			
年	月	日から	時	分	日			
年	月	日まで	時	分	時			
年	月	日から	時	分	日			
年	月	日まで	時	分	時			
年	月	日から	時	分	日			
年	月	日まで	時	分	時			
年	月	日から	時	分	日			
年	月	日まで	時	分	時			
年	月	日から	時	分	日			
年	月	日まで	時	分	時			
年	月	日から	時	分	日			
年	月	日まで	時	分	時			
年	月	日から	時	分	日			
年	月	日まで	時	分	時			
年	月	日から	時	分	日			
年	月	日まで	時	分	時			

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

介護時間願簿

(所属)	(職)	(氏名)
------	-----	------

(第二面)

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※ 要介護者に関する事項	氏名	※ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容						
	続柄							
	同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 介護が必要となった時期 年 月 日							
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで								
※ 請求の期間			※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁		備考
年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	決裁者の印		
時間								
午前 時 分～ 時 分								
午後 時 分～ 時 分								
<input type="checkbox"/> 毎日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> その他 ()					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 毎日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> その他 ()					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 毎日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> その他 ()					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 毎日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> その他 ()					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 毎日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> その他 ()					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			

(注) 「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

※ 請求の期間			※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁		備考
年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	決裁者の印		
時間								
午前 時 分～ 時 分								
午後 時 分～ 時 分								
<input type="checkbox"/> 毎日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> その他 ()					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 毎日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> その他 ()					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 毎日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> その他 ()					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 毎日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> その他 ()					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 毎日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> その他 ()					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 毎日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> その他 ()					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 毎日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> その他 ()					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第二面)

※ 休暇の取消し等の期間				※ 本人印	決 裁		備 考
年	月	日	時 間		決裁者 の印		
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分				
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分				

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

山梨県教育事務所処務規程新旧対照表

新	旧
<p>(所長の専決)</p> <p>第六条 略</p> <p>一・二 略</p> <p>三</p> <p style="text-align: center;">部分休業(育児に係るものに限る。)及び 介護時間の承認に関する事。</p> <p>四・九 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第四十条の二 略</p> <p>(介護時間)</p> <p>第四十条の三 所長は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願簿(第二十一号様式の三)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所長は、介護時間願簿により介護時間を得るものとし、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</p> <p>3 第三十二条第三項の規定は、介護時間願簿にこれを準用する。</p>	<p>(所長の専決)</p> <p>第六条 略</p> <p>一・二 略</p> <p>三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)の規定による部分休業の承認に関する事。</p> <p>四・九 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第四十条の二 略</p>

議案第 56 号

山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令

提案理由

介護休暇の分割取得化及び「介護時間」制度の創設に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令
趣旨	「介護時間」制度の創設に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「介護時間」制度の創設に伴い、所長の専決事項に関する規定を整備する。
施行期日	平成29年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県埋蔵文化財センター 処務規程新旧対照表

新	旧
<p>(所長の専決) 第六条 略 一・二 略 三 部分休業(育児に係るものに限る。)及 び介護時間の承認に關すること。 四・六 略</p>	<p>(所長の専決) 第六条 略 一・二 略 三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百 十号)の規定による部分休業 の承認に關すること。 四・六 略</p>

議案第 57 号

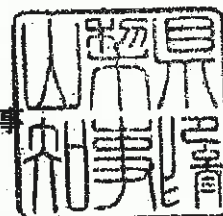
知事の権限に属する事務の委任に係る協議について

地方自治法第180条の2の規定により、知事から公の施設の管理に関する事務を委任したい旨協議があったので、同意したい。

これが、この議案を提出する理由である。

山梨県教育委員会 殿

山梨県知事



公の施設の管理に関する知事の権限に属する事務の委任について（協議）

公の施設については、平成 2 9 年 2 月議会において、指定管理者に管理を行わせる施設を知事等が直接管理する場合の規定を設ける条例改正を行ったところです。

この改正に伴い、教育委員会が管理する公の施設について、円滑な事務執行を図るため、新たに条例で規定した事務の一部のうち次の権限を教育長に委任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 2 の規定により協議します。

- 1 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例（昭和 4 8 年山梨県条例第 1 0 号）における次の事務
 - (1) 第 1 4 条第 4 項の規定による使用料の額の決定に関する事項（八ヶ岳少年自然の家に係るものに限る。）
 - (2) 第 1 4 条第 5 項において読み替えて適用する第 1 2 条ただし書の規定による使用料の還付に関する事項（八ヶ岳少年自然の家に係るものに限る。）

- 2 山梨県立射撃場設置及び管理条例（昭和 5 9 年山梨県条例第 1 4 号）における次の事務
 - (1) 第 1 4 条第 4 項の規定による使用料の額の決定に関する事項
 - (2) 第 1 4 条第 5 項において読み替えて適用する第 1 1 条ただし書の規定による使用料の還付に関する事項
 - (3) 第 1 4 条第 5 項において読み替えて適用する第 1 2 条の規定による使用料の減免に関する事項

- 3 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例（平成 6 年山梨県条例第 2 5 号）における次の事務
 - (1) 第 1 4 条第 4 項の規定による使用料の額の決定に関する事項
 - (2) 第 1 4 条第 5 項において読み替えて適用する第 1 1 条ただし書の規定による使用料の還付に関する事項
 - (3) 第 1 4 条第 5 項において読み替えて適用する第 1 2 条の規定による使用料の減免に関する事項

4 山梨県立科学館設置及び管理条例(平成10年山梨県条例第3号)における次の事務

- (1) 第14条第5項の規定による使用料の額の決定に関する事項
- (2) 第14条第6項において読み替えて適用する第11条ただし書の規定による使用料の還付に関する事項
- (3) 第14条第6項において読み替えて適用する第12条の規定による使用料の減免に関する事項

5 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例(平成14年山梨県条例第12号)における次の事務

- (1) 第14条第4項の規定による使用料の額の決定に関する事項
- (2) 第14条第5項において読み替えて適用する第11条ただし書の規定による使用料の還付に関する事項
- (3) 第14条第5項において読み替えて適用する第12条の規定による使用料の減免に関する事項

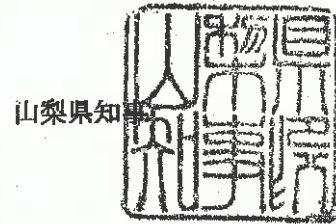
6 山梨県立図書館設置及び管理条例(平成23年山梨県条例第49号)における次の事務

- (1) 第17条第4項の規定による使用料の額の決定に関する事項
- (2) 第17条第5項において読み替えて適用する第14条ただし書の規定による使用料の還付に関する事項
- (3) 第17条第5項において読み替えて適用する第15条の規定による使用料の減免に関する事項

都計第 2898 号

平成29年3月21日

山梨県教育委員会 殿



公の施設の管理に関する知事の権限に属する事務の委任について（協議）

公の施設については、平成29年2月議会において、指定管理者に管理を行わせる施設を知事等が直接管理する場合の規定を設ける条例改正を行ったところです。

この改正に伴い、教育委員会が管理する公の施設について、円滑な事務執行を図るため、新たに条例で規定した事務の一部のうち次の権限を教育長に委任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により協議します。

- 山梨県都市公園条例（昭和39年山梨県条例第21号）における次の事務
 - (1) 第17条の2第3項の規定による使用料の額の決定に関する事項（緑ヶ丘スポーツ公園に係るものに限る。）
 - (2) 第17条の2第5項において読替えて適用する第9条第2項の規定による使用料の減免に関する事項
 - (3) 第17条の2第5項において読替えて適用する第9条第3項ただし書の規定による使用料の還付に関する事項

議案第 58 号

職員の処分について [別途資料配付]

議案第 59 号

職員の処分について [別途資料配付]

県立学校事務長等の人事について [別途資料配付]

(平成29年3月24日)

課等名

教育庁福利給与課

件名

へき地学校等の指定の見直しについて

へき地学校等は、へき地教育振興法施行規則第13条及び山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則第9条の規定により、おおむね6年ごとに指定を見直すこととなっており、直近では平成27年度に見直しを行った。また、学校の移転があった場合には、その都度当該学校について合計点数を算定し、又は見直すこととされており、今回、道志小学校（現2級地）が平成29年4月1日に新校舎（現道志中学校（1級地）住所）へ移転するため、再度指定の見直しをする必要が生じた。
 なお、本年度、道志小学校以外に移転を予定している学校はない。

経緯

- ※ へき地学校等とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校
- ※ へき地学校等の指定は、その学校のへき地性の程度を指定基準規則に基づき、学校から公共的施設等までの距離や生活・社会環境等のいくつかの項目を点数化し、その合計点数により、その学校の級地区分を決定

級地区分	点数	へき地手当支給割合
5級地	200点～	25%
4級地	160点～199点	20%
3級地	120点～159点	16%
2級地	80点～119点	12%
1級地	45点～79点	8%
へき地学校に準ずる学校	35点～44点	4%
特別の地域に所在する学校	30点～34点	支給対象外

- 1 学校移転に伴う合計点数の算定及び級地区分の見直し
 道志村教育委員会への調査の結果に基づき、級地区分の変更を行う。

学校名	級地区分及び点数	
	現行 (H27年度調査)	今回調査
道志小学校	2級地 (87点)	1級地 (74点)
(参考)道志中学校	1級地 (74点)	—

- 2 級地区分変更によるへき地手当支給額への影響 (H29.2現在)

学校名	受給者数	へき地手当支給月額・所属計		
		現行	級地区分変更後	差額
道志小学校	13人	406,018円	210,737円	195,281円

※へき地手当に準ずる手当の支給割合は、級地区分にかかわらず一律とされ、影響は生じない。

処理方針

- 3 規則に定める経過措置
 道志小学校は現行の2級地区分から下位である1級地となるが、文部科学省令へき地教育振興法施行規則第13条第2項の規定により、学校の移転があった場合は除かれるため、今回経過措置は講じない。
- 4 改正時期
 平成29年4月1日施行予定
- 5 規則の改正
 山梨県学校職員給与規則 別表第8へき地学校級別区分表（第30条関係）の改正を人事委員会に依頼

山梨県学校職員への給与に関する規則新旧対照表

新

別表第八 (へき地) 学校級別区分表(第三十条関係)

級別	学校名	所在地
二級	西原小学校 早川北小学校 早川中学校	上野原市西原 南巨摩郡早川町大原野 南巨摩郡早川町保
二級	富士豊茂小学校 小菅小学校 小菅中学校 丹波小学校 丹波中学校	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺 北都留郡小菅村 北都留郡小菅村 北都留郡丹波山村 北都留郡丹波山村
一級	高根清里小学校 芦川小学校 秋山小学校 秋山中学校 早川南小学校 道志小学校 道志中学校	北杜市高根町清里 笛吹市芦川町中芦川 上野原市秋山 上野原市秋山 南巨摩郡早川町高住 南都留郡道志村 南都留郡道志村 南都留郡道志村

旧

別表第八 (へき地) 学校級別区分表(第三十条関係)

級別	学校名	所在地
二級	西原小学校 早川北小学校 早川中学校 道志小学校	上野原市西原 南巨摩郡早川町大原野 南巨摩郡早川町保 南都留郡道志村
二級	富士豊茂小学校 小菅小学校 小菅中学校 丹波小学校 丹波中学校	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺 北都留郡小菅村 北都留郡小菅村 北都留郡丹波山村 北都留郡丹波山村
一級	高根清里小学校 芦川小学校 秋山小学校 秋山中学校 早川南小学校 道志中学校	北杜市高根町清里 笛吹市芦川町中芦川 上野原市秋山 上野原市秋山 南巨摩郡早川町高住 南都留郡道志村

へき地手当・へき地手当に準ずる手当

へき地手当は、へき地教育振興法第5条の2の規定に基づいて、経済的、文化的条件に恵まれない山間地等に所在する公立の小・中学校に勤務する職員等に支給する手当である。また、へき地手当に準ずる手当は、へき地学校等及び特別の地域に所在する学校に異動し、その異動に伴って住居を移転した職員に対して、異動後の一定期間支給する手当である。

(1) へき地手当

ア 支給額

$$((\text{給料の月額} + \text{扶養手当の月額}) \times \text{支給割合}) - \text{地域手当額}$$

(注) 1円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額とする。

イ 支給対象職員及び支給割合

この手当は、次頁の「へき地学校級別区分支給割合表」に掲げるへき地学校及びこれに準ずる学校に勤務する者に支給される。

また、級地の格付については、「山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則」の評価点数により、生活の不便度等の合計点数に応じて定められている。

へき地学校級別区分支給割合表 (平成28年4月1日)

級別	学校名	所在地	支給割合
2 級	富士豊茂小学校	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺	12%
	早川北小学校	南巨摩郡早川町大原野	
	早川中学校	南巨摩郡早川町保	
	道志小学校	南都留郡道志村	
	西原小学校	上野原市西原	
	小菅小学校	北都留郡小菅村	
	小菅中学校	北都留郡小菅村	
	丹波小学校 丹波中学校	北都留郡丹波山村	
1 級	芦川小学校	笛吹市芦川町中芦川	8%
	早川南小学校	南巨摩郡早川町高住	
	高根清里小学校	北杜市高根町清里	
	道志中学校	南都留郡道志村	
	秋山小学校	上野原市秋山	
	秋山中学校	上野原市秋山	

(2) へき地手当に準ずる手当

ア 支給額

$$\text{（給料の月額＋扶養手当の月額）} \times \text{支給割合}$$

(注) 1円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額とする。

イ 支給対象学校

へき地学校、へき地に準ずる学校及び特別の地域に所在する学校

ウ 支給対象職員

「在勤地を異にする異動」又は「職員が勤務する学校の移転」に伴って住居を移転した職員（住居の移転は、原則として、異動の発令の日から1月以内に住居を移転した場合をいう。）

また、移転前の住居から通勤することが容易であるにもかかわらず、便宜、住居を移転した場合等は、これに該当しない。

エ 支給対象期間

住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（3年を超えて引き続き勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあつては6年）に達する日をもって終わる。（へき地等学校以外の学校に異動した場合、異動の日の前日。）

オ 支給割合

期 間	支 給 割 合
異動の日から5年間	4%
6年目 1年間	2%
7年目 以 降	0%